

文

山口労安発113第2号
令和2年11月13日

山口県経営者協会 会長 殿

山口労働局職業安定部長



高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する
省令等の公布等について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴団体におかれましては、労働行政の推進につき、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（改正高年齢者雇用安定法）については、令和3年4月1日に施行されることとなっているところです。

つきましては、別添のリーフレット、パンフレット等ご活用いただき、貴会から傘下団体・会員企業に対し、周知していただきますようお願い申し上げます。

担当：山口労働局職業安定部
職業対策課 河原
電話：083-995-0383